



官刻
孝義錄

卷卅七

安藝
上

9
1596
37



門口 9
號 1596
卷 37



○ 孝義錄卷之三十七

安藝國上

孝行者

松平安藝守領分
浪田郡下安村

孝行者

同領

孝行者

同領

孝行者

同領
三輪郡白江田村

○ 孝行者

同領
廣島城下栢原町

孝行者

同領
故可於所尾村

孝義錄卷之三十七

百姓

又玄勝

享保元年

六右馬

同時

甚右馬

日時

六左馬

享保元年

市右馬

享保二年

市右馬

享保二年

町人

百姓

日

又玄勝

歲不知

歲不知

二十三歲

歲不知

孝行者 同領 奴可那所尾村

孝行者 同領 世羅那黑門村

孝行者 同領 三上郡正泉村

孝行者 同領 三上郡正泉村

孝行者 同領 賀茂郡真谷村

孝行者 同領 廣島城下二丁目

孝行者 同領 惠藤郡殿垣内村

○孝行者 同領 沼田郡上安村

百姓

百姓

百姓

百姓

百姓

浮過町人

百姓

百姓

又三勝 享保三年 慶長

長右馬 享保三年 慶長

忠玄勝 享保三年 慶長

秋玄勝 享保三年 慶長

六玄勝 享保四年 慶長

仁之勝 享保六年 慶長

次玄勝 享保六年 慶長

次右馬 享保七年 慶長

○孝行者 同領 沼田郡上安村

孝行者 同領 沼田郡上安村

○孝行者 同領 高宮郡可那町尾村

○孝行者 同領 同所

○孝行者 同領 豐田郡戶野村

○孝行者 同領 同所

孝行者 同領 廣島城下材木町

孝行者 同領 廣島城下浪山町

百姓

浮過百姓

百姓温他屋

清玄勝

百姓吉之勝

百姓船右馬

町人借屋住仁助

町人借屋住保右馬

年七 享保七年 慶長

仁 享保七年 慶長

清玄勝 享保八年 慶長

次右馬 享保八年 慶長

仁之勝 享保八年 慶長

權助 享保八年 慶長

仁 享保九年 慶長

年六 享保九年 慶長

孝行錄卷三十一

仁

孝行者

日領 廣島城下石見屋町

孝行者

日領 廣島城下西地方町

孝行者

日領 豐田郡尾坂村

孝行者

日領 賀茂郡下市村

忠義者

日領 廣島家東上田至水給知 佐伯郡改波村

孝行者

日領 山縣郡之内村

奇特者

日領 高宮郡福田村

孝行者

日領 安藝郡仁保至大内浦

町人發結

儀玄 儀

享保九年 獲賞不知

町人借屋住

多玄 儀

享保九年 獲賞不知

百姓

三 儀

享保九年 獲賞不知

百姓 廣島屋五市郎

六 儀

享保十四年 獲賞不知

百姓 新屋七市郎下男

長玄 儀

享保十五年 獲賞不知

百姓

八十 儀

享保十八年 獲賞不知

百姓

若三 儀

享保二十年 獲賞不知

百姓 志保屋

元文 儀

元文五年 獲賞不知

孝行者

日領 安藝郡仁保至瀨田村

孝行者

日領 安藝郡府中村

奇特者

日領 廣島城下橋本町

孝行者

日領 佐伯郡美津田村

貞節者

日領 高宮郡下中野村

孝行者

日領 高宮郡可成町屋村

忠義者

日領 佐伯郡甘市村

孝行者

日領 豐田郡板木村

庶民

胡 郎

元文五年 獲賞不知

百姓

源 郎

享保三年 獲賞不知

町人 横田屋

四 郎

享保二年 獲賞不知

百姓 助吉馬將

橙 郎

享保三年 獲賞不知

百姓 井屋助吉馬將

心 郎

享保三年 獲賞不知

百姓 温徳屋

傳 郎

享保二年 獲賞不知

百姓 城守屋基吉下男

源 郎

享保四年 獲賞不知

百姓

助 郎

享保二年 獲賞不知

○孝行者 日頃 豐田郡吉田十市村

○孝行者 日頃 賀茂郡三津村

孝行者 日頃 安藝郡牛田村

奇特者 日頃 安藝郡府中村

孝行者 日頃 日所

○孝行者 日頃 安藝郡牛田村

孝行者 日頃 豐田郡小倉村

○孝行者 日頃 日所

百姓林之丞久吉婦妻

穉所 忠八 三十四歲

百姓 二十所 六十三歲

百姓 六三所 四十歲

百姓源之常後家 六三所 四十三歲

百姓 六三所 安永九年

百姓 吉助妻 四十八歲 天明元年

百姓 吉助 四十八歲 天明元年

百姓 吉助 二十七歲 天明元年

孝行者 日頃 豐田郡奴行村

○孝行者 日頃 吉田郡桂村

○忠孝者 日頃 吉田郡横田村

○孝行者 日頃 日所

孝行者 日頃 賀茂郡下見村

○孝行者 日頃 豐田郡小倉村

孝行者 日頃 日所

家内睦者 日頃 日所

百姓三左馬娘

百姓貞左馬次男

浮過百姓

七所妹

百姓

百姓

林右馬妻

日所

天明二年 褒美

天明十年 褒美

天明七年 褒美

安永九年 褒美

天明元年 褒美

天明元年 褒美

天明元年 褒美

天明元年 褒美

天明四年 褒美

天明五年 褒美

天明五年 褒美

天明六年 褒美

天明七年 褒美

天明七年 褒美

天明七年 褒美

天明七年 褒美

家内睦者 日所

家内睦者 日所

○孝行者 日所 廣島城下十日市町

忠義者 日所 廣島城下紙屋町

忠義者 日所 廣島城下立町

忠義者 日所

孝行者 日所 廣島郡西津村

孝行者 日所

和吉 日時 二七歳

町人借屋任 日時 十四歳

町人漆屋新七男 天明八年 六二歳

町人法須奈吉男 寛政元年 六三歳

百姓六益将 日時 八二歳

百姓 日時 四九歳

百姓 日時 三三歳

孝行者 日所

孝行者 日所 廣島郡大塚村

孝行者 日所

孝行者 日所 廣島郡乃美尾村

忠義者 日所 廣島郡十日市村

孝行者 日所 廣島郡小方波田村

孝行者 日所 廣島郡忠海村

孝行者 日所 廣島城下東魚屋町

百姓 日時 長六郎 二六歳

百姓 日時 勘十郎 一八歳

百姓 日時 三二歳

百姓若見屋新七男 寛政元年 四七歳

百姓 日時 借四郎 六二歳

百姓 日時 利七 五三歳

百姓 日時 六三郎 三六歳

百姓 日時 見林 二四歳

孝行者 日所 廣修城下竹登町

○孝行者 日所 廣修城下竹登町

孝行者 日所 廣修城下尾道町

孝行者 日所

孝行者 日所 廣修城下廣津組

○孝行者 日所 廣修城下竹登町

○孝行者 日所 廣修城下稻荷町

○孝行者 日所 廣修城下廣津組

日所

町人借屋住貞七將 日所 廣修城下竹登町

町人借屋住平吉將 日所 廣修城下尾道町

町人借屋住右三將 日所

町人借屋住良助將 日所 廣修城下廣津組

町人借屋住貞吉將 日所 廣修城下竹登町

町人借屋住 日所 廣修城下稻荷町

町人借屋住 日所 廣修城下廣津組

日所 廣修城下竹登町

日所 廣修城下尾道町

日所

日所 廣修城下廣津組

日所 廣修城下竹登町

日所 廣修城下稻荷町

日所 廣修城下廣津組

孝行者 日所 廣修城下胡町

孝行者 日所 廣修城下忠海村

○奇特者 日所 廣修城下安村青糸谷

○風俗宜者 日所

○奇特者 日所 廣修城下安村

風俗宜者 日所

○孝行者 日所 廣修城下六町目

○孝行者 日所 廣修城下天林町

町人借屋住新八將 日所 廣修城下胡町

浮過百姓 日所 廣修城下忠海村

組次 日所 廣修城下安村青糸谷

庄屋 日所 廣修城下安村

浮過町人 日所 廣修城下六町目

浮過町人 日所 廣修城下天林町

日所

日所

日所

日所

日所

日所

日所

新 日所 廣修城下胡町

長 日所 廣修城下忠海村

源右馬 日所 廣修城下安村青糸谷

熱百姓 日所 廣修城下安村

茂三郎 日所 廣修城下安村

熱百姓 日所 廣修城下六町目

新 日所 廣修城下天林町

老 日所 廣修城下天林町

○孝行者 日領 安藤那蒲川急

○孝行者 日領 依伯那日市村

○忠義者 日領 依伯那日市村

○孝行者 日領 高宮那上系村

○孝行者 日領 高宮那上系村

○孝行者 日領 高宮那上系村

○孝行者 日領 安藤那蒲川急

○孝行者 日領 日所

百姓新七時

百姓新七時 新之助 十七歲

百姓新七時 依伯那日市村 四十一歲

百姓新七時 高宮那上系村 六十四歲

百姓新七時 高宮那上系村 三十三歲

百姓新七時 高宮那上系村 四十八歲

百姓新七時 高宮那上系村 三十八歲

百姓新七時 高宮那上系村 四十八歲

新之助 十七歲 寬政三年

依伯那日市村 四十一歲 寬政三年

高宮那上系村 六十四歲 寬政三年

高宮那上系村 三十三歲 寬政三年

高宮那上系村 四十八歲 寬政三年

高宮那上系村 三十八歲 寬政三年

高宮那上系村 四十八歲 寬政三年

高宮那上系村 四十八歲 寬政三年

○孝行者 日領 依伯那嚴島小浦

○忠義者 日領 依伯那嚴島大町

○孝行者 日領 依伯那新羅村

取家若二節娘

町度志屋孫若下男

百姓

志小治 十五歲 寬政三年

才助 六十七歲 寬政三年

源 三十五歲 寬政二年

孝行者事

孝義の廣海の疎中稲荷町のも乃あり父作左衛門の事は業
 母ハ六十八歳あり我身ともいふ人のくさくありし
 か目つとに起て神棚杉佛堂に焼火とそふそのうち父
 母の目さむるとまら父ハ水乃湯とさうしてまらふい
 けさうせ烟葉乃火とり茶とさう先慈おつり對め
 それより出く高の物と買われ物飯乃比ふ人里父母の
 食いことさひいつらもくひて後高のに出人さハ慈
 にあつひたり作左衛門の頼ひよく別をにうつすゆを
 いた事義ハ志らも親乃側とさふさくとして外の人

してひひとふまてと父いさうく別荘とらんといへかおくま
 年の三月を別荘にもゆせしつ已の居るうらなも満り
 又高のよ出入のなもつら福と胡夕乃つら必ゆこと
 起居とらひたに酒を好うつそのすむまうらにうれ
 酒もあけきて廣海乃市にうけい青あつひ菓子乃
 類とを求めて強りつ運つてにゆら財に止り居せり
 父母も仲く免つらうく樂とせむと家業は白くの小高
 ひよく物よあひあせくほらめとあしといさうの
 情もあつてに西の風つら雪ふらうさにも胡夕乃
 かこころにうらまふあつらうつ一日も忘る事

あく月くよ白米一斗を薪と換ふると定めくさうまを
 にも費用のきこちいよあせうら事ねく去年乃八月よ
 中にもあつてゆりすめんこりあうらうらひとあの日と
 定め父母乃りつれら前日より高ひにも出やらは家の内
 を掃ひいさうああ表あつてあふ食物よもんと用ふ
 そ乃日にあれハ細くうらと父のゆこと所用の物
 乃後急とたつ子人をやとひて調度をうつさうらハ
 父母も悦ひんを安んせむをうらもの事あれハ寺
 院も志しうらうらとを賽積乃料をせうら初
 ねあつらあつら高をわあうつさうらひもとゆれハ

父母乃是と云く暑寒乃母よ志くしてその扱ひ言
に多うつに奉らまうと着る事と高ひの外に地の中
く事なく父母乃病ある時ハ高ひも出候して
醫業と求め食事をとら先んをとて音為せ
申事保二年六月領まうり寝居らうて家あふい
田地とあふふ

孝行者次郎玄清

次郎玄清ハ泥田郡上安村の百姓あり母ハ世とらわう
父とともにと事せその才農事とつとめく老父
を養ひ朝夕乃食おはるとよとらは甚ふよとて

かた家にあまハ側よそのひもく語り慰先父乃らびら
中うりとも父乃つといへるハたる事を志るへ
たらとらと心といつまもみ足なる物ありとてこ
えと次郎玄清幼く其言を味ひく地を羨す父
をつくとというる事にも貪る事あらんや
うに心ひくとそのの比あつとありりひあ
飢渴よとらもの多く次郎玄清も中其うらあり
しらは領まうり救業とらにへとも乃教よいら
らしてひそくに村役人乃もにゆとて母夜乃教に
くつらと事有とこれと志く父とりた事と

少ハ飯米をもたくハ並ぬ無度の由救ひよもきあを
いハ後人も警るさうくいうやとくたくハ並しとさよ親
をまよしたる乃料よいつまも一幸乃飯米たくと
つれいたる飢饉の年ありても養乃事走しつ
け度救りせよ孝さうと先く救多うんハ一人あり
とも此んを芳させうとさひらうと
に後人もその志を感しつらうとさもの親の
あはれとさその身をたつまやうめて親乃養いと
ゆらう事稱美とさ事ありとく領主に
こえあけられと享保七年三月並とあえう賞引

孝行者仁之郎

孝行者権助

豊田郡戸野村乃百姓助右馬といやも乃初秋の比農業
よ出るにいつくよりう手ねひらる猪東里く助右馬と
うけたあせりその娘うらにありける杖をもてうら
きれも又娘をもけけけらにその妻水と汲んと
てけねにまるとこの有さあをさ猪と追のまんとた
めらうら妻とも又け倒しと人とも命危うか
りつと助右馬の事権助といへるも乃病よ仰り居
けつととまう謙と指出しとわ乃猪怒をたけり

てびりふらると来るに指助身どひそめ鎌をひきく拂ひ
 さ海よ猪乃腹乃下に凍く切込しり猪ハ程わけり
 めていはちよ見失ひぬさく二人とたすけ起し
 られたまひさうらの疵めく命ハ恙あるをけりこれ
 も同村乃うちにて離れたる郷よ鳴瀬といふ所
 里その不乃百姓吉去場といふ所の子乃仁と席とに
 農事乃つと免とあてとりくけりの凍手負
 たる猪わけあり吉去場をわけくうし乃田に
 福為せしに仁と席あてりけりといふも力強さ
 ものあれさうの如く猪の暴息と切らるひきく

先んてくうし乃田に為りてと吉去場も純
 上りてともいふと先てりうらめ指助り凍手
 負つせしゆいよとけり仁と席たやさく志と
 多し事全く二人乃子乃父母と大切あてり
 らうの如くもぬあたる事ともあてりといひ
 ともせしはこい享保八年十二月領主より慶長
 として二人よ各自とこくともえとあてり

忠義者吉去場

佐伯郡玖波村乃百姓七之席か下初吉去場といふの
 これらり曰十餘年とこい七之席の祖父七之席右衛門

元を勤く比らりめしはひひしう奉之しう貞
 實につと先くはは二十五年前より七郎右衛門より妻
 をもたせ貸金にならしめしこころ乃田をつく
 らせ高ひともせしめり十九年前より改波村
 大角町より時七郎右衛門の家もその是よりあひ家
 産とも夫ひひれと云ふ清夫婦と云ふにわ家より
 けりしうはありしひこころ云云清より年比貯へ
 とけり積を出してわ家をたすけ七郎右衛門の
 妻を勤くとりを返しておしりたく日暮と云く
 へとせせしに八年前より半七郎右衛門よりありて後

へり合乃七郎右衛門のまれゆへありしはわの事あり
 家も云ふしうしうと云ふ清夫婦力をそとてとて
 云ふにわ家つう後家も云ふ前より病くうせひひく
 しうしうしうありしうはひひけりありし七郎右衛門に
 にもしと家つうせんともありし乃夜食もんをけ
 せわうしう八歳よりありしわ云云清も今六老病て事
 かたれは養子よともせしうしうと人のよきひひと身
 ともしうしうしうしうしうしうしうしうしうしう
 の他他事ありしとて七郎右衛門のうらに初産を
 いしうしうしうしうしうしうしうしうしうしうしう

時もお家のなむはけしけしありとふひとあて六七十日乃
あひと並ねとらるる看為していさうも志る事
るやうとそ享保十二年十二月領主より褒美と
して奉そこころとらるる給地ありの上田主水よ
里も残あこへとあん

孝行者八十席

八十席ハ山縣郡戸内村の百姓太市子あり幼き
より孝ありて父母のいぬせり座をさるにありそめ
にも過つて事あり心は遠くあはれきよきとあ
ん事とあれてなりやじゆとあてその側

よるおはさるのいあやういんあていん父母のいん
さて一々業にいさうたり事あていんとあ
み及く物乃乃食を調さるにも必そのこのまあせ
てさる先好める品にえけと遠とつてりま
もと先より八十席二十歳乃時お家とつてり
こ乃こいこころよ物々の食事のあつて父
母のよあひいこころんと志もくいんこころえつ
に使くらひて飽ん事と乃こい福くら七奉
若子父病と始て七十六歳まで終り母の老ゆ
海にたらるもあひいこころれと寺あて又は

親族和音乃もとに時をたひゆきて口を懸えたり
母の年七十ふあり一はより目もやとて膝を
乃志りもあつるよ自志あるとありし一は
いふく涼くうましくうましくあまは側を
あれと我乃あま日のうまをいつけおより人の
来る事あれと母の用ありといふも何某乃某
まろられこの海をうたつたに語り農業
乃事海の家事の細やあるまろく事といひ
に告ぐうらむといふありし一はより中海にあり
え亦に告ぐも長居せし志ろふ母乃志りてま

たひて病もいふくつるも一は多く乃醫者を
呼び之にも益を枕やよあきて湯薬乃事と
いふくつる病乃ひまを懸んとくつるこの物語
とせしと遊講乃もの見えぬく領主に告ぐ一は
享保十八年癸亥として年貢乃うちと石と子孫
海くゆりつるその年の六月母つるようせ
いふくつる一はに堪を借籠をむく一村のも
乃とあつめく遊福乃いとありし一はに
いふくつる年乃土月村の役人乃りてに玉也持高の
うらと子孫よいたるゆりゆりありてはあり

に孝思ありしに六月八日母乃一めりり乃志を
 与ひ九月八日乃七先らるる乃志よあつる事此の
 二乃法會をばゆきされしを以てくゑ乃母に遂
 けりひさしとよき事なりて親を孝みおつ子の事
 なるれとありしゆりされしを以てくゑ乃母に遂
 せのこころに納め申す未乃代まゝゆきされし
 うりあは天のとゆめもとゆきたりと志ありし
 けりゆはそ乃奇特ある志をゆき賞して猶々
 の母ハ子孫まゝゆきたりと志あり

孝行者胡都

安藝郡仁保郡乃うら瀬崎浦に胡都といへる彦政あり
 兄弟三人ありしに同居して母よつらふ事母ハ七十二歳に
 して老衰へしとゆき胡都に侍して起居をばひと
 つらふ事水乃湯をあつて食料の嫂乃調をばひと
 る給仕してすく先くひし椀ハ手つら洗ひてこ
 ろらめつ子に母の手長おと洗ひいれり時ハ夜
 寐をすしとゆき夏ハ涼さうにゆきけ冬ハ夜をく
 おくして枝く休ませぬつ子ハ地神経をくま
 世をわつるとうらういひにゆきとくもいひに
 にはゆきとさういひにゆきとくもいひに

田舎の事も亦にやたら事取く見へ漢條
 にて家よとら事かたれと嫂とおとりて孝養
 とらる事取く母乃性酒をよとらるの事取れ
 と日とに二三度つとらるもと先とよと先たり
 してけめと時暇志中々に病のうら乃醫療に父
 母んを若きくより成長にたさうひてその事
 とよとらる事取くおとぬ父母乃息おまゝあつて被
 つくはらうとと心ひとて日暇側よあつて給
 仕せしめ乃の事取くして孝養ふにゆゑとら
 との事取くことらり元文五年二月頃まらり瘵

義うして弟をあらふ

奇特者田所右衛門

廣島乃城下橋中町に横田屋田所右衛門といふものあ
 り父も博の田所右衛門といふとらる事取くは町
 乃ららる事取く縁屋といへるも乃々聲養ふとらり
 て今あの田所右衛門よハ叔父あつてしか家産やうく
 子傾とらる元禄七八十貫目とらり乃おひめをた
 ひをらる事取く家あつてひよとらる事取くおひめをた
 あつてらる事取く乃宅地田畑乃取あつてこらる
 賃にらる事取く借銀の知ひめにらる事取くとらる事取く

少く歎き之叔父乃養家の初終んよハ養家の先
 祖乃靈にむらひく横田屋一族のもの、面をあら
 へしたとハ横田屋のと兼へゆくとも始家乃先祖
 乃靈もよそあつらふもの、いひもして縁縁
 をの傾ける家なすこすけおこさんと云ひ、毎くの
 物賣志らおろし、たひ免あはさ償ひあゆむる後と
 おもひて、巨那右衛門の杖持より、たふ家一ツを右衛門
 か子乃助之郎に譲り、助之郎が中を己の家乃養子
 と納し、己が利害を顧み、家も苦財もゆゆの、何
 くなく、再ハ縁を、家を、おこせし、事、諸人よ

と云ふ事、たふ奇特乃ものあり、とく、延享二年十月
 願主より、養家の後を、こころとあへし

孝行者助十郎

助十郎ハ豊田郡船木村乃百姓あり、母ハ二十五年前に
 亡せ、父平吉、年ハ八十、氣に、く、老、ハ、海、を、た、ま、ん
 歩、行、も、多、く、く、と、助、十、郎、く、養、ひ、ら、り、生、れ
 つ、こ、由、免、也、の、あ、ら、も、の、あ、ま、と、十、四、年、お、に、長、百
 姓、乃、後、と、く、一、村、乃、事、と、も、と、り、あ、つ、ら、ひ、と、家
 乃、肉、よ、ハ、平、吉、清、助、十、郎、支、婦、と、男、女、の、十、初、乃、と
 あ、く、ら、ん、門、走、し、と、ら、く、く、あ、ま、と、父、の、も、ん、れ

る物高八石の田を耕しとて其の事父よりいひ
 記す申みたりし農事にかをきく借種おとほり
 事なり父の胡夕乃食を子つめり調してを免
 日くに田畑にありといへども日乃うらに三日
 の家に入らるゝ安否とて夜の事いづくに
 出る事あるはそのひ子と父よつけ妻にあり
 いひとてく海邊に日乃ふぬとつものひらかに
 も菓子能まこと酒を求め帰る稚子にあつ
 ることく進免とて父を喜ぶためにさうさ
 たる費をいとりて父乃食をりてされたりあり

そこの事あるもくも田畑乃勤に由るを其こと
 父のありとて夫婦ともにかをきく農事乃
 時のおせとて海くらしらる事ありとて田畑も
 してはるにいたひもくはすけくは父もめれり
 勞をやらめんと物音せぬやうに紀外く多
 とそつとせ領主乃納不乃事をつとてさう
 ありしり一回詔忠海とてしるはる乃知とて里
 ありし日くに志をたかくもして夜にりて遅く
 時ありとて一終を止りて當らる事なり一日
 を父とて入里とてされたりとありとてく胡く

記てその事と勤し明る事に役人よびついで
外よりよむ事人もなくなく農業の事とされ
わきとそくとの事をゆるぎなく人事をこ
しかまことハ孝忠乃たためあく忠道むとそ
こえしこれと寛延二年九月領主より忠
美として兼そこくどとせし

孝行者忠八

忠八加茂郡之津村乃漁師あり母ハこのと
百歳にありし母を養ひて孝と云みぬひ
も乃おとすこととせし妻ハこれたち

世男女二人の子ありて家と云り養へしとら
いふとありしや一母もものゆく何事にもあ
き村のうちにいふ事と云り母ハ入り先に
色と出あし事あれはむらり入をもと
めくその教よつり母と子に母にうつり母の
むて健ありしとらもあゆむ事ハゆめせぬ
養和と云くその側をともあれといふあら不用あ
りといとも糸の村に出ゆく事あく朔夕の食
もらうら調して色め二役の時乃とすけも人
の手にうけと漁乃業に子と母とを出しやむ

事とゆと知る事ありけり二人の子に母の事終
んはよりのいやくめは事いづくもそのむにこそ
ひきこそと戒めたり妻うせよは親族の事
里て後の妻ひくよこり子孫人をむくこと
まは母につく事心の中ありしことうけ
ひる老母も人よむひては子孫のけあくる
やとく餘年を送りぬとく事とあてせあ
て悦ひしこと二人の子も父にあつてむく
のと教ひしことと齡も百歳にをよる事
忠八の孝善乃詮ありとく宝曆十年正月領主

より寝る事として寝をあつて侍の忠八年
とらん

孝行者と云

と云ハ沼田郡中調子村よすめる八三歳
十三年前に安藝云郡牛田村の百姓源三郎に嫁
しハ男始よつとつと人家のものよ睦く農
業に怠らぬ男源三郎七才にあたりしハ
あより病とゆく農業もあつて三年この
うと病とゆく事あつて服薬あつて
ともやうくはまうゆとく登の内の産まのあ

如孝人の事と習ふり祖師古来はもたあつて
 漢中せり事ありしとて源太郎が故村の内
 よくも大川乃きよく唐櫃のこころに造られし櫃
 中の夜太郎と清とりのものこ回しく櫃をもちて
 奉くに給事とも好むの迹は源太郎父子とも
 にやとて夜とも輝とていふを水物一時もたる
 い太郎と清とりの事をいせ田畑に水溢せしつら
 うにと駈めくりふかきとけり奉に孝人の
 の事も女の事もあつたりとて安永九年
 二月願ふりり獲りて奉とあつたり

そのくち祖姑ハ九十一歳源太郎ハ七十六歳より終
 是姑ハ老衰へしとまはし孝義とあつたり
 うハ天明六年二月まゝく獲り奉の事とせし
 けり

孝行者傳卷

吉田郡桂村の百姓貞右衛門とて二十石五分あり
 中りもしつらもれ男子一人女子一人をもたりそ
 の次男と傳義といふ生まれつら業和ありて見
 事の中睦しくお事ひかせり事あり
 六歳なりより長者と敬ひ神佛と奉と願ふ

に於佛堂と掃除して香花を備へ燈明を點
 し家のうち此者も動めくことくを清せざるを
 後佛堂の戸をおりし事と日く己の勤とて村
 のうち此寺社も賑あまひまうてさる事あり
 さら此年の八月より母のあやめら事あり
 さいふとていめ家業の事につくことら若ら
 事ののらとてめ薬もつらう病して多めしか
 病やうくまじとゆいけ二月の物より床にの
 ありとて母の病は血虚勞症あり人に妊娠の身
 ありとていふふ余ん事ふりさうくたかと思

者松庵といふもの父のつらうことゆりて傳後傳
 ありとてつらう教に憂の多ありとていふく
 抱きつら病に禁とていふ食物も松庵にとてい
 とつらう調味よるをつらう事おらるもこと
 さい日に松庵のゆふ薬といひありとていふ
 日乃藥に送ひぬと見えく松庵にといふに果
 て同く家名乃川種をといふもの病者乃藥あり
 といふ松庵のゆふ薬といふゆふのあやめら事
 ありとていふことありとて松庵もその業をおり
 といふ事とていふゆふの傳後日くこと薬の温冷

ある事ありて松村を通る時めつら〜と見物あれいん〜と出〜と松留彦いゆは甚白倉と、童抱ひよ出よ〜とにやう〜に出ける時もあり〜かあ〜事物えのつと〜時い〜む〜も出るの〜女の病に〜ら〜時〜に〜も出〜抱ひ〜〜と〜病よ〜ら〜のら家にの〜あり〜事全〜母れ病と〜あるに〜れ〜ある日の夕つ〜煙草と割ひ〜の〜と〜ら〜血出ら〜と〜悲〜と〜の〜もれ痛〜や〜ひ〜に〜血出〜ら〜の〜今膏母れ着病

せん事ふも〜と〜あ〜け〜あり母の痛い〜も〜は〜母の〜あ〜は〜傷〜事と母の〜と〜病の〜に〜抱〜け〜ら〜つ〜を〜養ひ〜娘よやあん〜産も〜あり〜小見〜母や〜け〜あり〜と〜年半〜の病の中〜に暑寒の時をい〜事〜着病に〜事〜見乃祐彦とい〜も十八歳〜も〜り親の〜い〜母よ〜

ありし六、飢渴おせせりしと二人ともはらむといひて目く
 に主人のものをめくこらふ所の食をとりてを
 りり給糧をもとよりあらめりりしとても
 糧くかひつゝある給糧おれと事たりしとて
 人の用事とりれとあるく、藁の細くとりて
 煮白ちかにもちとむりしとて主人のしめ
 かとしつゝと父母とまのいられし主人も其志を感
 心とすつゝめつゝの藁をものちかひしとせ
 じ前年十月より父の病老くありしとて二人
 もに敷の服とこひて骨痛く置いたまふに急り

く置敷ともいらつゝ事なりし父の志に堪ぬる
 としつゝ七、隙うしつゝもつゝ夜を脱し若せし
 その年北管にすくもる裕をぬと七、隙の
 人吉麻右衛門もつゝもつゝ来り質にしつゝ米み井を
 りりんとりつゝにものつゝ北管といらつゝ西月には夜
 の若くもつゝぬへしつゝ親をまかしてあや
 らつゝと吉島右衛門もその志を感し質をとつゝ
 して米とつゝあつゝつゝ病とまふあやに
 費もあつゝつゝつゝあつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
 といつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ

ついでにあらせや物事おんことらへるものこそ
 せしむるもこれ男の事ともさうして父の
 痛さのもさひひくれとつあよ正月乃比あつせ
 こゝハ葬の事いふあうく後も大葬せしむに七郎
 ハ葬もすうく遺骨をもち居し事もあり此
 の後ハ母一人あれと程あふとあうく母二人
 子の貧若にせぬ事を歎しに七席のりふ
 もらぬ定むる事とあうくあて悔とあふ
 あうく一日乃うらもあうくあうん
 るあうく國乃恩と佛乃恩とをさあうく

と愉しむる病あり母一人をのりて
 らせんも使あうくこれの事いふ
 知くして乞食の事もあうく
 又と葬とあうく今の人を葬るに
 親ともさういふものあり
 ひくその用をわく事いふ
 七席の事あうく目いふ
 七席の事いふ人あうくその事いふ

田舎をあらへて住らせたり父のいふごとくありては
 外よりくまを種とせたりし事ありしにせ
 てのちそれ事りいひせりしものありし
 の母さん志しぬあひめあつてをあらへてそれれとひ
 利息といふしに種をもとせりしつゝのいさ
 天明六年三月領主より獲美とせりしに

孝行者志と解

志と解の廣徳の條下十日市町の借金にともあり
 父新と解死しけり此の志と解ありし十六歳の
 時よりその志と解より母を養ふ事ありしに

とせりしもえりしありては志と解と養ふとせり
 といふものも持てる店の事たりありしに若し
 といふもつゝもえりしに父は又も田舎へ去り
 といふものも産つてその賃種をけりけり母を
 養ひたりぬ抱せんものおけりしに事起り
 らぬにつゝある事ふに母をけりて出しに
 母と従弟のものもえりしに母をけりしに
 符とみりし事いしに母とえりしに事
 ふありしに種をけりしに種借ふとせりしに
 といふに母をけりしに母もえりしに

孝義錄卷之三十七

楊文舉字子文，號文舉，江蘇武進人。年二十，父文舉，貧。文舉力穡，養父母至孝。父母病，嘗臥於地，日夜視之，衣不解帶。父母死，負棺行，水漿不入口。及葬，哀哭旬日。鄉人感其孝，立為孝義錄。文舉後為縣令，有惠政。卒，謚孝節。

